

第2期三宅村地域福祉計画

【平成30年度～平成32年度】

平成30年3月

東京都三宅村

第1章 三宅村地域福祉計画の策定の考え方

第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の理念	3

第2章 三宅村の地域を取り巻く現状

第1節 人口・世帯の推移	4
第2節 高齢者・子ども・障害のある人などの状況	9
第3節 社会資源の状況	12

第3章 課題と施策の方向性

第1節 地域の支え合いを育むために	14
第2節 安心した暮らしを支えるために	15
第3節 地域福祉を支えるために	15

第4章 地域福祉計画の推進

第1節 計画の推進のために	16
---------------	----

第1章 三宅村地域福祉計画の策定の考え方

第1節 計画の趣旨

「地域福祉」とは、地域で暮らす住民が、障害の有無や年齢に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会を皆で築いていく取り組みのことです。

本村では、火山との共生を余儀なくされる中、超高齢社会を迎えており、若年層の人口も伸び悩んでいるのが現状です。

本計画は厳しい環境条件の下、島しょという三宅島の特色を活かし、社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域での支え合い、助け合いによる地域福祉」を推進して、地域共生社会を実現することを目的として策定しています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条を基本とするとともに、第5次三宅村総合計画を上位計画とし、これまでに策定されてきた各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定しています。

◇社会福祉法

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第3節 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3ヶ年を計画期間としています。また、この計画は、その後も3年を1期として、計画の見直しを図っていきます。

三宅村地域福祉計画の期間

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第1期												第2期 (今回)		

他計画の期間

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第5次三宅村総合計画														
						平成24～平成33年度								
第2期障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画 第7期高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画												平成30～32年度		
第1期子ども・子育て支援事業計画									平成27～31年度					

第4節 計画の理念

「自助」「共助」「公助」及び「互助」の役割を担う

本計画は、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示しています。このような地域福祉活動は、住民の理解と協力を求めながら進めるもので、住民の主体的な参画が期待されます。

地域福祉活動を推進するにあたっては、行政サービスの整備だけでなく、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力して解決すること（自助）や、地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動していくこと（共助）の重要性が高まっています。

村は、公的な福祉サービスの整備や、自助・共助を支援していくこと（公助）により、地域と協働しながら地域福祉活動を推進していきます。

さらに、福祉に関する支援を必要としている人に対して、きめ細かい配慮・支援を行っていくためには、となり近所に住む人たちや友人などの身近な人間関係の中で支え合い・助け合い（互助）の力が欠かせません。

村民一人ひとりが「自助」「共助」「公助」及び「互助」のそれぞれの役割を担うことで、地域福祉を推進していきます。

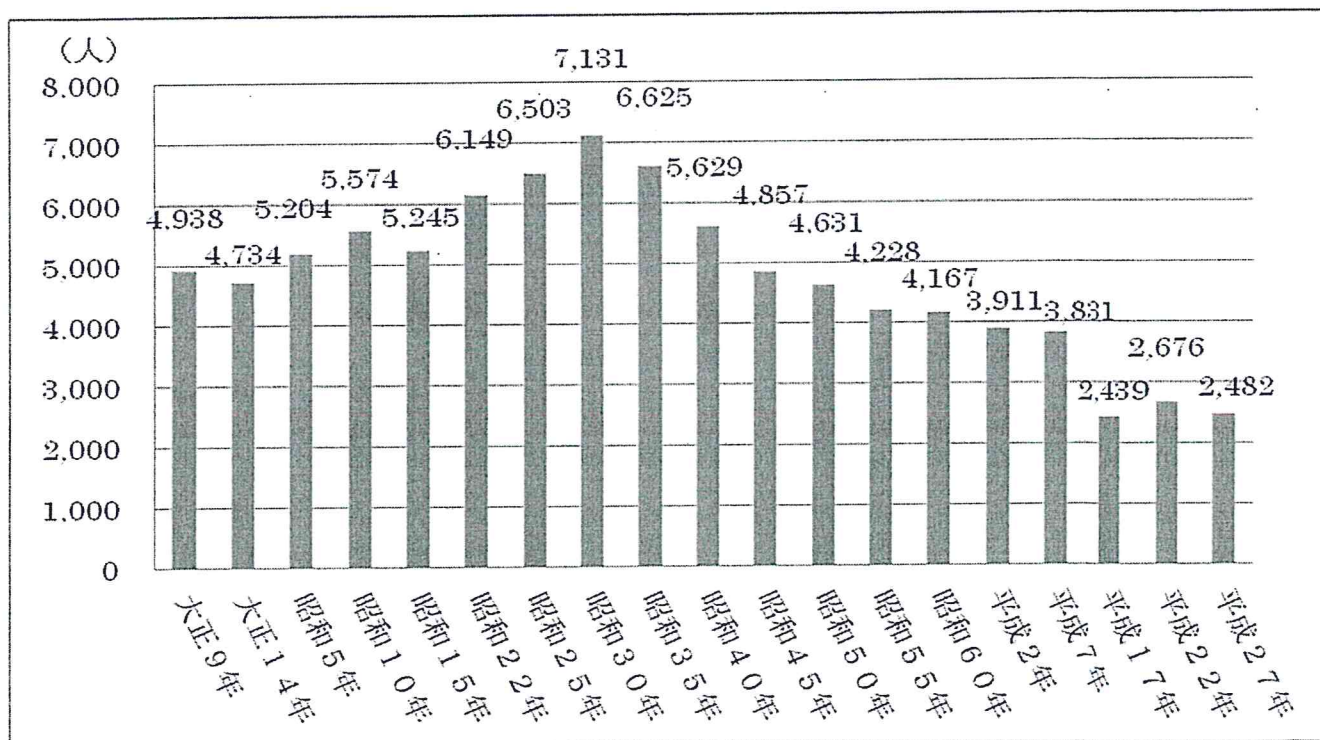
第2章 三宅村の地域を取りまく現状

第1節 人口・世帯の推移

(1) 総人口（国勢調査）

三宅村の人口は、戦後の増加傾向がピークを迎えた昭和30年以降、高度経済成長の影響などにより、年々ゆるやかな下降を続けていました。しかし、平成12年の噴火災害の影響により、帰島後の国勢調査で急激に減少し、2,500人を割り込むこととなりました。

国勢調査人口の長期的な推移



※平成12年（10月1日）は避難指示期間の為、未実施。

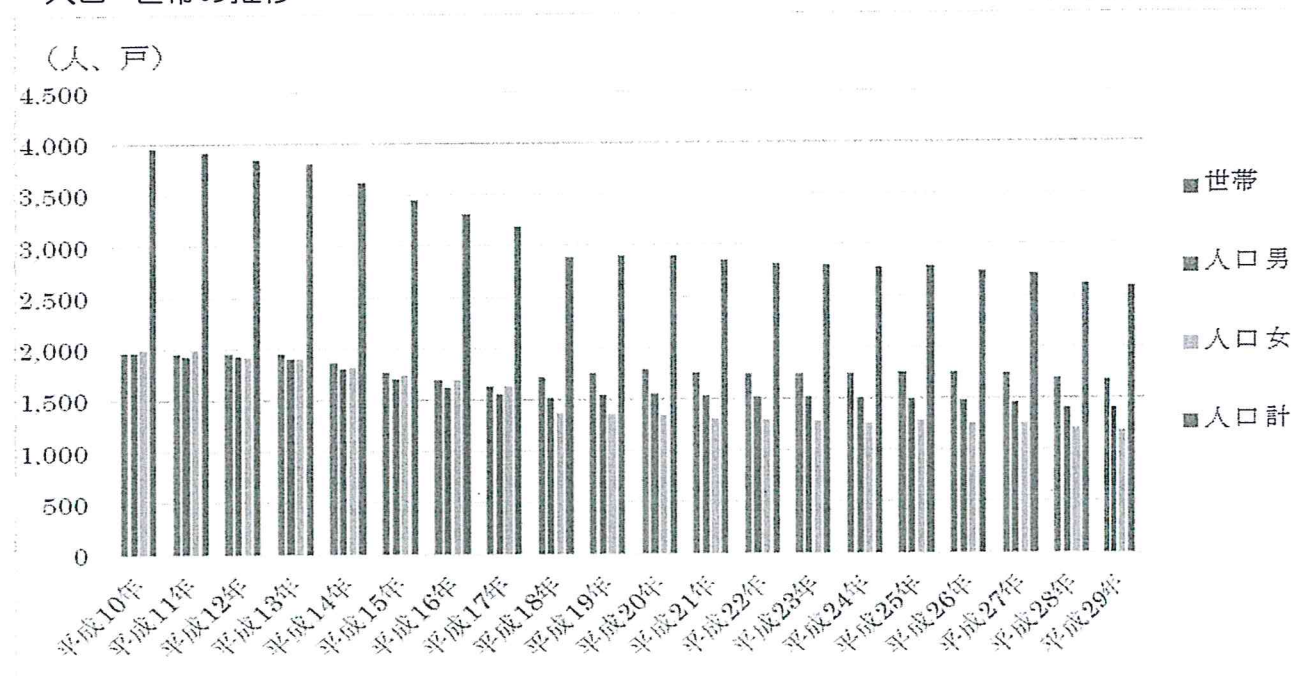
資料：国勢調査

(2) 人口と世帯（住民基本台帳）

住民基本台帳による三宅村の人口は、避難指示解除後の平成18年を境に3,000人を切ることとなりました。人口の減少ほど世帯数の減少はないことから、核家族や単身世帯が増加していると予測されます。

人口・世帯の推移

(1月1日現在)



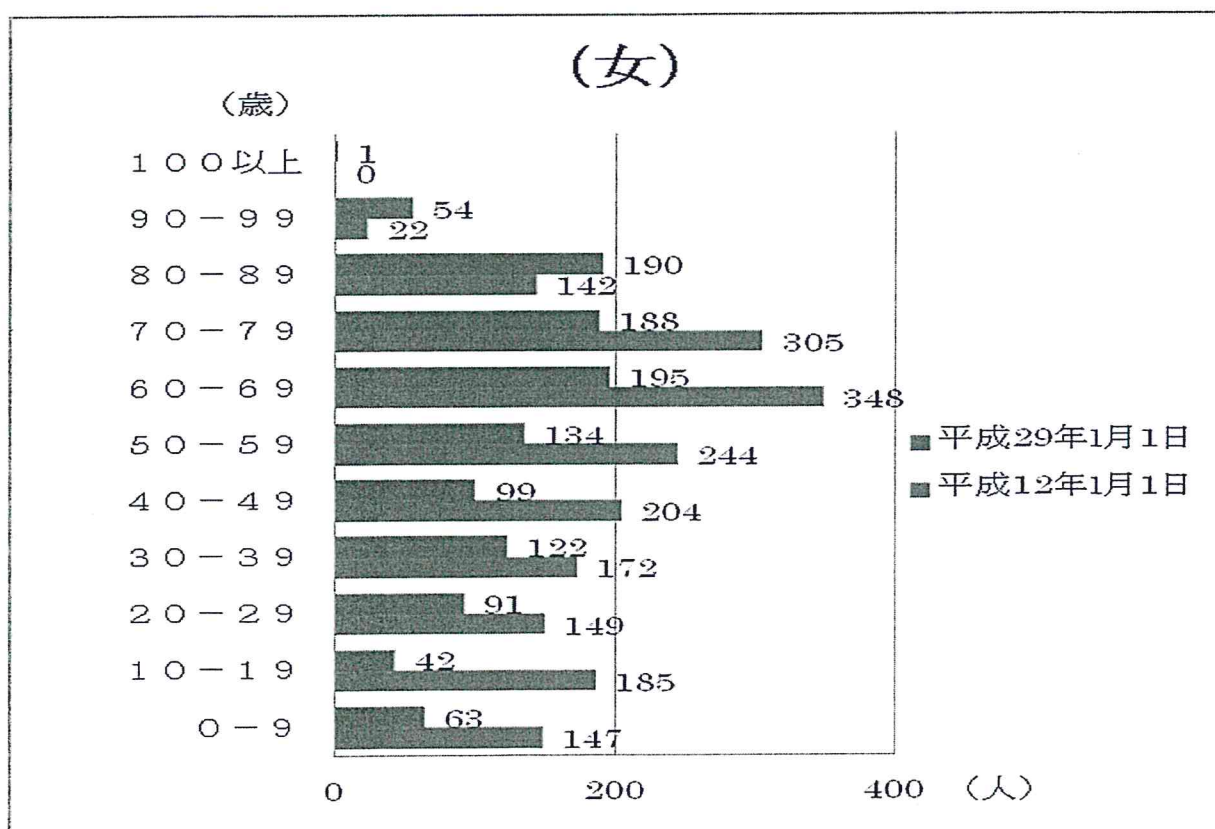
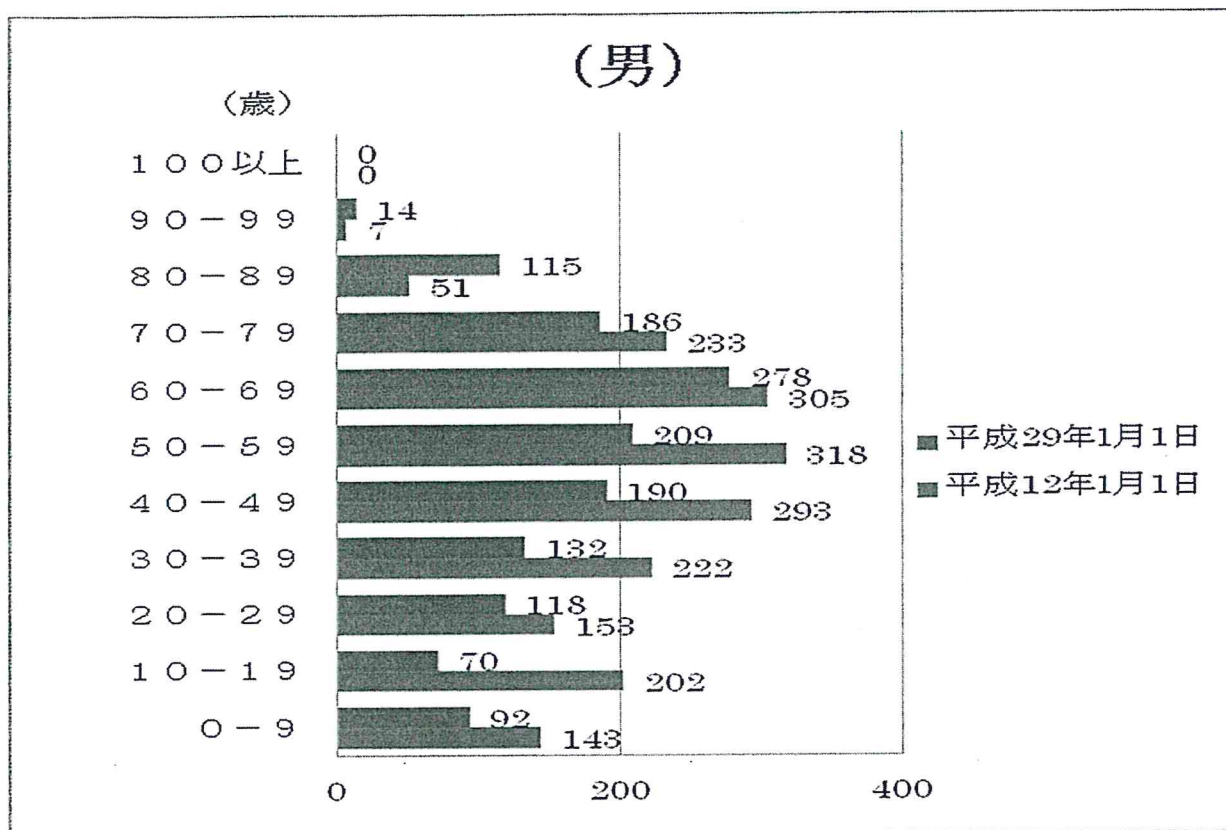
資料：住民基本台帳

人口・世帯の推移（内訳）

	世帯数(戸)	人 口 (人)		
		男	女	計
平成10年	1,970	1,965	1,990	3,955
平成11年	1,959	1,929	1,990	3,919
平成12年	1,957	1,927	1,918	3,845
平成13年	1,956	1,907	1,904	3,811
平成14年	1,871	1,801	1,819	3,620
平成15年	1,773	1,704	1,747	3,451
平成16年	1,688	1,623	1,690	3,313
平成17年	1,630	1,553	1,636	3,189
平成18年	1,716	1,513	1,371	2,884
平成19年	1,749	1,542	1,358	2,900
平成20年	1,796	1,556	1,341	2,897
平成21年	1,757	1,537	1,311	2,848
平成22年	1,741	1,516	1,299	2,815
平成23年	1,744	1,521	1,278	2,799
平成24年	1,739	1,511	1,264	2,775
平成25年	1,755	1,494	1,288	2,782
平成26年	1,750	1,476	1,262	2,738
平成27年	1,742	1,461	1,253	2,714
平成28年	1,699	1,409	1,210	2,619
平成29年	1,681	1,404	1,179	2,583

資料：住民基本台帳

年齢別人口対比

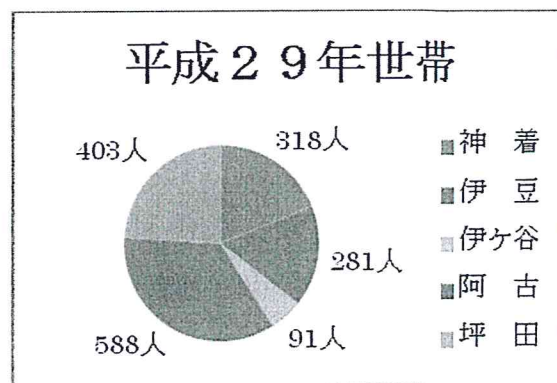
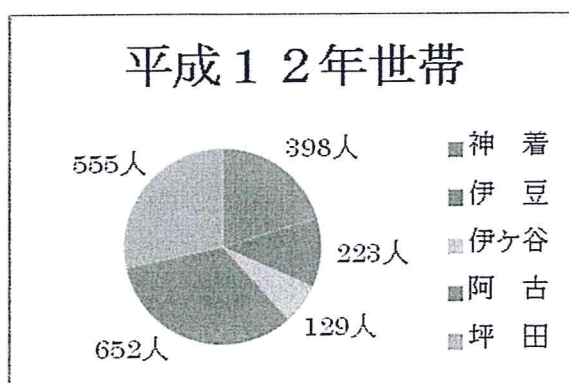
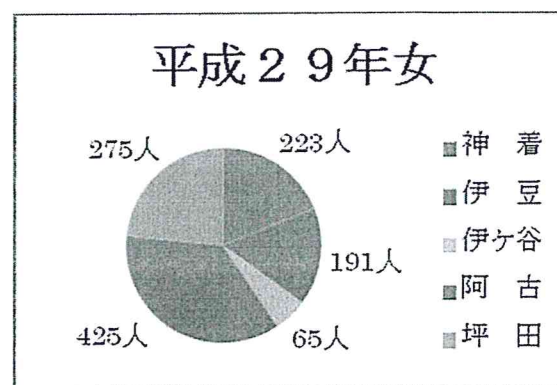
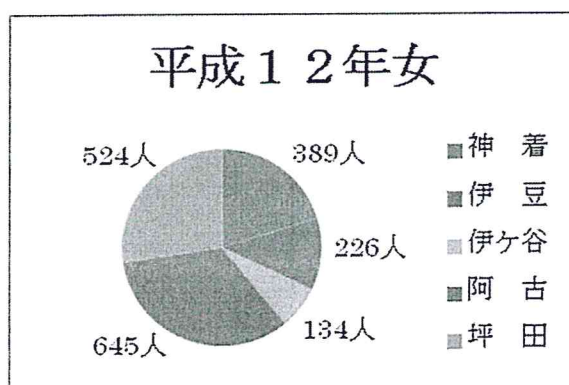
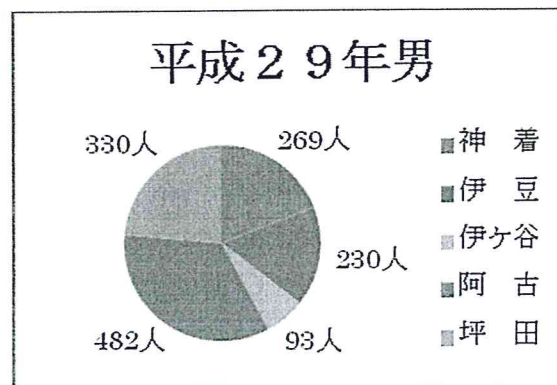
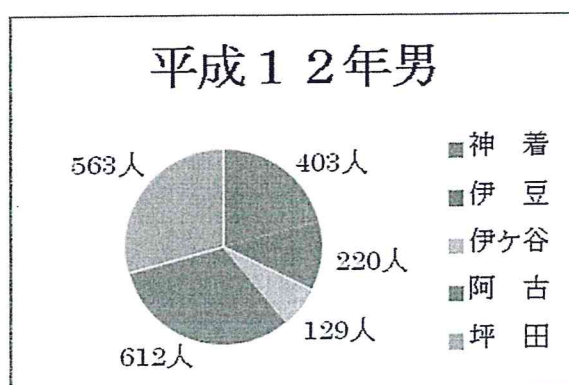


資料：住民基本台帳

地区别人口对比

(単位：人、％)

		神 着	伊 豆	伊ヶ谷	阿 古	坪 田	合 計
平成12年1月	男	403	220	129	612	563	1,927
	女	389	226	134	645	524	1,918
	世帯	398	223	129	652	555	1,957
平成29年1月	男	269	230	93	482	330	1,404
	女	223	191	65	425	275	1,179
	世帯	318	281	91	588	403	1,681
増 減 率	男	66.7%	104.5%	72.1%	78.8%	58.6%	72.9%
	女	57.3%	84.5%	48.5%	65.9%	52.5%	61.5%
	世帯	79.9%	126.0%	70.5%	90.2%	72.6%	85.9%

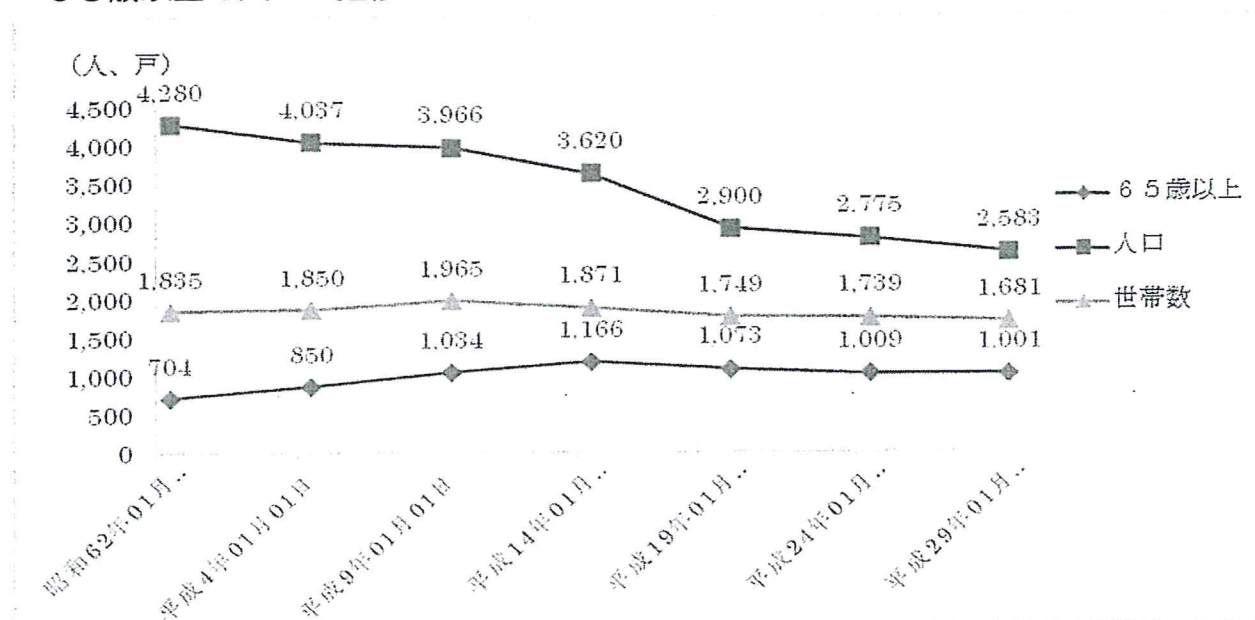


資料：住民基本台帳

(3) 生産年齢人口

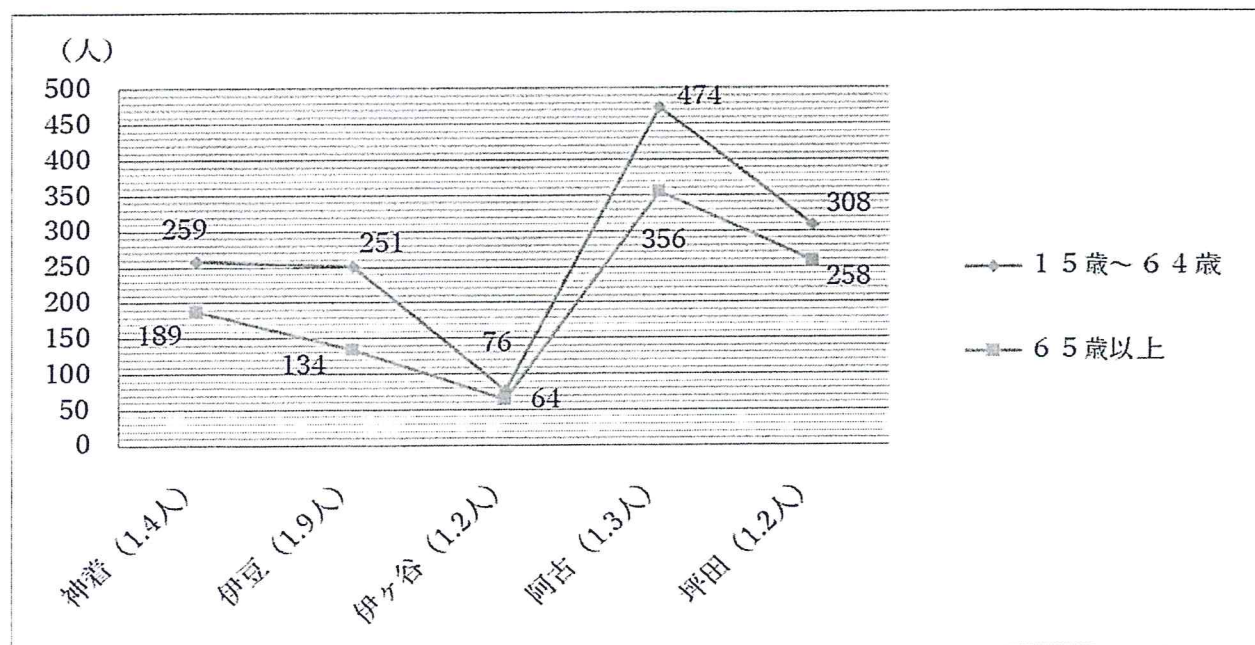
三宅村における高齢者の割合は非常に高く、人口の約39%を占めており、今後もこの傾向は継続することが予想されるため、より一層の事業やサービスの充実を早急に対応し、新たな施策にも関係機関及び地域住民の協力を得ながら、積極的に取り組む必要があります。また、高齢者に対する生産年齢人口（15歳から64歳）の割合が平均で1.4人となっております。

65歳以上の人口の推移



資料：住民基本台帳

各地区の高齢者を支える生産年齢人口（15歳から64歳）の割合



資料：住民基本台帳（平成29年1月1日現在）

第2節 高齢者・子ども・障害のある方などの状況

(1) 高齢者

介護保険被保険者数（平成29年3月末）

総数(人)	1,001
65歳以上75歳未満(人)	442
75歳以上(人)	559

要介護（要支援）認定者数（平成29年3月末）

	要支援		要介護					
	1	2	1	2	3	4	5	計
第1号被保険者(人)	32	27	41	33	21	25	29	208
65歳以上75歳未満(人)	3	0	6	5	2	2	2	20
75歳以上(人)	29	27	35	28	19	23	27	188
第2号被保険者(人)	0	0	0	0	0	0	1	1
総数(人)	32	27	41	33	21	25	30	209

認定率 20.8%

居宅介護（介護予防）サービス受給者数（平成29年3月末）

	要支援		要介護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
第1号被保険者(人)	8	19	28	21	12	2	7	97
第2号被保険者(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
総数(人)	8	19	28	21	12	2	7	97

受給率 46.4%

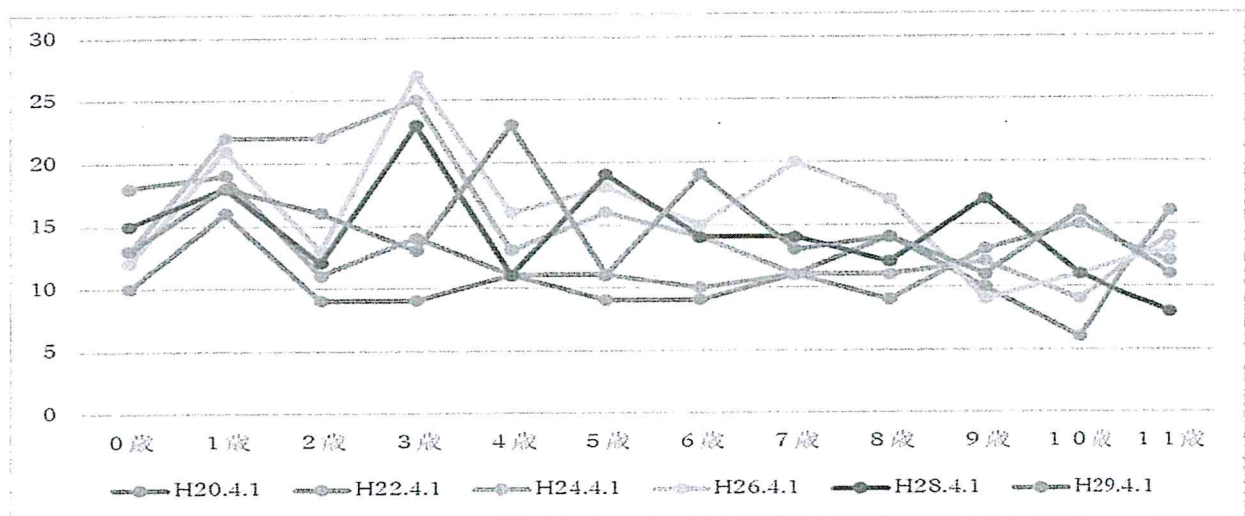
施設介護サービス受給者数（平成29年3月末）

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
第1号被保険者(人)	44	7	1	52
第2号被保険者(人)	0	1	0	1
総数(人)	44	8	1	53

(2) 子ども

子どもの人口推移

基準日	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳 小1	7歳 小2	8歳 小3	9歳 小4	10歳 小5	11歳 小6	合計
H20.4.1	10	16	9	9	11	9	9	11	14	10	6	16	130
H22.4.1	18	19	11	14	11	11	10	11	9	13	15	12	154
H24.4.1	13	22	22	25	13	16	14	11	11	12	9	14	182
H26.4.1	12	21	13	27	16	18	15	20	17	9	11	13	192
H28.4.1	15	18	12	23	11	19	14	14	12	17	11	8	174
H29.4.1	13	18	16	13	23	11	19	13	14	11	16	11	178



母子手帳発行数

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
17	24	15	18

出生数

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
8	14	7	19	22	19	9	24	10	13	14	15

保育園児数

基準日	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
4月1日	35	46	48	59	58	53	55	53	56

(3) 障害のある方

手帳の所持者数（平成29年4月1日）

			人数(人)
身体障害者手帳	障害別人数 (重複あり)	聴覚	7
		視覚	8
		音声言語	9
		肢体	123
		内部	36
		計	183
	等級別人数 (実人数)	1級	47
		2級	23
		3級	26
		4級	27
		5級	4
		6級	4
		計	131
愛の手帳	度数別人数 (実人数)	1度	0
		2度	5
		3度	11
		4度	14
		計	30
精神障害者保健福祉手帳	等級別人数 (実人数)	1級	0
		2級	16
		3級	8
		計	24

島外施設入所等の状況（平成29年4月1日）

障害福祉サービス名	人数(人)
共同生活援助	7
施設入所	8
療養介護	3
計	18

第3節 社会資源の状況

(1) 福祉サービスなどに関わる施設・事業所などの状況

高齢者福祉・介護分野

施設・事業所	箇所数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1
通所介護（デイサービス）事業所	1
短期入所生活介護（ショートステイ）事業所	1
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	1
居宅介護支援事業所	2
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	1
シルバー人材センター	1
訪問看護事業所	1
老人クラブ	5

児童福祉・子育て支援分野

施設・事業所	箇所数
認可保育所（村立）	1
認可外保育所	1
小学校（村立）	1
中学校（村立）	1
高等学校（都立）	1
学童クラブ	1
子ども家庭支援センター	1
子育て広場	1
児童遊園	7

障害福祉分野

施設・事業所	箇所数
地域活動支援センター（いぶき）	1
デイケア（島しょ保健所）	1

共通分野

施設・事業所	箇所数
中央診療所	1
歯科診療所	1
社会福祉協議会	1

三宅支庁（福祉事務所）	1
島しょ保健所 三宅出張所	1
老人福祉館（神着、伊豆）	2
福祉会館（阿古、坪田）	2
社会福祉会館（坪田）	1
コミュニティーセンター（伊ヶ谷）	1
文化会館（坪田）	1
図書館	1
レクリエーションセンター（坪田）	1
社会体育施設（阿古、坪田）	2
警察署	1
駐在所	5
消防署	1
消防団	5
自治会	5
青年団	5
商工会	1

（２）民生児童委員の状況

民生児童委員は、民生委員法に基づき、村民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働省が委嘱します。任期は３年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。また、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

三宅村では、１４人の民生児童委員（うち主任児童委員が２人）が活動しています。主な職務は、以下のとおりです。

- ・村民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと。
- ・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと。
- ・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
- ・福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること。

（３）ボランティア団体などの状況

事業名	箇所数
風の家（認知症カフェを含む）	1
高齢者地域サロン（神着、伊豆、坪田、阿古）	4
地域活動支援センター「いぶき」（坪田）	1
坪田地区ビーチクリーン	1

第3章 課題と施策の方向性

第1節 地域の支え合いを育むために

①ボランティア活動の促進

地域福祉を推進していくためには、全村的な理解の促進と課題への取り組みが重要です。地域福祉活動への関心の向上及び参加を促進して、ボランティア活動の活性化に取り組みます。

②社会福祉協議会との連携

三宅島社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な役割を担っており、地域福祉の推進に関して様々な事業実績を有しています。そのため、三宅島社会福祉協議会を核とした地域福祉活動の活性化に連携して取り組みます。

③民生児童委員協議会との連携

三宅島民生児童委員協議会は、住民に最も身近なところで相談・援助活動を行っており、住民の生活状態や必要とする福祉サービス等に関する様々な情報を把握しています。そのため、村は積極的に連携して、地域生活課題の早期発見に取り組みます。

④自治会との連携

地域を取り巻く社会環境の変化に対応する新たな協力体制の構築と住民との協働によるまちづくりの更なる推進のために、連携を図ります。

第2節 安心した暮らしを支えるために

①災害時要配慮者対策の推進

高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時において特に配慮が必要な方について、日頃から地域で把握して、いざという時にはご近所が助け合えるように取り組みます。

第3節 地域福祉を支えるために

①福祉人材の確保

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図るために、人材確保・育成、福祉サービスへの参入促進などに取り組みます。

②福祉サービスの質の向上

地域における福祉サービスの適切な利用を促進するために、情報提供、相談支援体制の整備、苦情解決、第三者評価などに取り組みます。

③権利擁護の推進

認知症高齢者や障害者などの判断能力が低下して日常生活に困っている方に対しての援助を推進します。また、成年後見制度の普及に努めるとともに、身寄りがいない高齢者の申し立てに要する体制の整備を早急にすすめます。

第4章 地域福祉計画の推進

第1節 計画の推進のために

(1) サービスの推進体制

- 本計画の推進を図るため、福祉健康課が中心となり庁内関係各課による連携体制の強化を図るとともに、各施策の実現に向けた取り組みを推進します。
- 関係機関との連携により、的確なサービス提供を推進します。

(2) 計画の進行管理

- 本計画の進行管理を図るため、定期的に施策の必要性、具体化及び事業化などの進捗状況の確認を行うとともに、関係機関との情報交換をする場として、既存の関係機関との会議等を活用して必要な助言を求めています。

第2期三宅村地域福祉計画

平成30年3月

発行 / 三宅村

編集 / 三宅村役場 福祉健康課

東京都三宅島三宅村阿古497

電話 04994-5-0902